<table>
<tr><td rowspan="11">経営承継相続人</td><td colspan="5">氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の直前における被相続人との関係（親族内・外）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の日の翌日から５月を経過する日における代表者への就任の有無</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の直前における役員への就任の有無</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="5">相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合</td><td colspan="3">(h)+(i)+(j)　　個
((h)+(i)+(j))／(b)　　%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保有議決権数及びその割合</td><td rowspan="2">相続の開始の直前</td><td>(h)　　個
(h)／(a)　　%</td><td rowspan="2">被相続人から相続又は遺贈により取得した数（*１）</td><td rowspan="2">(i)　　個</td></tr>
<tr><td>相続の開始の時</td><td>(h)+(i)　　個
((h)+(i))／(b)　　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">（*１）のうち租税特別措置法第70条の７の２第１項の適用を受けようとする株式等に係る数（*２）</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td colspan="3">（*２）のうち相続認定申請基準日までに譲渡した数</td><td colspan="2">個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相続の開始の時における同族関係者</td><td>氏名（会社名）</td><td colspan="2">住所（会社所在地）</td><td>保有議決権数及びその割合</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>(j)　　個
(j)／(b)　　%</td></tr>
</table>

3　相続の開始の時以後における特別子会社について

<table>
<tr><td colspan="3">区分</td><td>特定特別子会社に　該当／非該当</td></tr>
<tr><td colspan="3">会社名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">会社所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">主たる事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">資本金の額又は出資の総額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="3">総株主等議決権数</td><td>(a)　　個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">株主又は社員</td><td>氏名（会社名）</td><td>住所（会社所在地）</td><td>保有議決権数及びその割合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(b)　　個
(b)／(a)　　%</td></tr>
</table>

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　申請書の写し及び施行規則第７条第３項各号に掲げる書類を添付する。

4　施行規則第６条第２項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。

5　相続認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第６条第２項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1　「施行規則第17条の確認（施行規則第18条第１項又は第２項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には「確認の有無」以外は空欄とする。「新たに特定後継者となることが見込まれる者」については、当該確認を受けている場合であって該当する者がいないときには空欄とする。

2　単位が「%」の欄は小数点第１位までの値を記載する。

3　「相続認定申請基準事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、相続認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第６条第２項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

4　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第６条第２項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

5　「（*３）を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

6　「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第１項第４号に掲げる営業外収益及び同項第６号に掲げる特別利益を除いて記載する。

7　「相続の開始の直前における保有議決権数の合計及びその割合」については、平成21年３月31日までに経営承継相続人がその被相続人から申請者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該経営承継相続人が引き続き有している株式等に限る。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。

8　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

9　「被相続人から相続又は遺贈により取得した数」については、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第１項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（会社法第234条第１項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数とする。

10　「特別子会社」については、相続の開始の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。